

忘れられた車図

—陽明文庫所蔵『納言大将車絵様』および『車絵』について—

徳 仁 親 王
木 村 真 美 子

はじめに

『西園寺家車図』および『九条家車図』は、主として鎌倉時代に両家で用いられた牛車を図示したもので、牛車を研究するうえで基本となる史料である。学習院大学史料館が西園寺家から寄託をうけた史料のなかに、両図の写本が二対四軸存在したことから、本紀要第一一号において、『西園寺家車図』の伝本についての検討を行ない、同図が室町時代末期に現在のかたちに編集され、江戸時代に、朝儀の復興および有職研究の高揚に伴って、盛んに転写されたものであることを明らかにした。そこで、次なる課題は同図がいかにして成立したかを明らかにすることだと考える。だが、この点について直接語ってくれる史料はなく、その説明は容易ではない。

牛車は、貴族の生活に必須のものであったため、絵巻物や屏風などに点景としてしばしば描かれているが、このほ

か『西園寺家車図』や『九条家車図』のように実用上の必要から詳細に牛車を描いた絵図がいくつか存在する。そのうち、『西園寺家車図』より成立が遡るものとしては、前田育徳会尊経閣文庫所蔵『車輿等書』⁽²⁾・陽明文庫所蔵『納言大将車絵様』および『車絵』⁽³⁾・東京大学史料編纂所所蔵『徳大寺公清公記』(以下、『公清公記』と略す) 貞和六年(一二三〇)正月一六日条所載の車図⁽⁴⁾などがある。

そのなかで、今回は『西園寺家車図』と密接な関係を有すると考えられる陽明文庫に所蔵される二つの車図、すなわち、西園寺家所用の牛車の図である『納言大将車絵様』、および西園寺家以外の家の所用にかかる牛車の図を有する『車絵』に注目してみた。

本稿では、この両書を紹介するとともに、その検討を通じて『西園寺家車図』の史的な性格についての解明をすすめる、さらに中世における車図の有り様を考えてみたいと思う。なお、本稿の末尾には両書の翻刻を掲載した。

一 『納言大将車絵様』

まず、『納言大将車絵様』についてみてみよう。はじめに書誌と概要を記す。卷子一軸、縦二九・八糎、横は全長一六二・五糎。本紙は、楮紙三紙で、近代になって刷毛目渋引表紙と袖紙および軸紙(軸は花梨か)が加えられ、総裏打が施されている。本紙横方向の中央に、谷折の折目痕が残り、現状に改装される以前、絵を内側に、横長に二つ折りして保管されていた時期があったと考えられる。表紙および本紙に外題はないが、袖紙の奥上に「納言大将車絵様 輿絵」と記された題箋が貼付されている。これは、改装前の表紙の外題を切り取ったものかもしれない。本紙には、

彩色の牛車の図二点が描かれ、それぞれの上部には小字による注記がある。紙質および絵や文字の書様などから、室町時代中〜後期の成立になると推測される。

二つの牛車の図は、それぞれ形態上の特徴から第一図は半部車（図1）、第二図は網代車（図2）であることが知られる。また、題箋にしたがえば「納言大将」の乗用する牛車を描いたものということになる。さらに、題箋にも記すとおり、両者とも車文として鞍絵（巴）を有しているが、室町時代中期の公卿・洞院実熙（一四〇九〜？、五七出家）の手になる有職書『蛙抄』によれば、鞍絵は西園寺家の車文なので、西園寺家所用の車だと判断される。すなわち、本書の両図は西園寺家において「納言大将」が用いた半部車と網代車とを描いたものだと考えられる。

さらに、第一図上部の注記には、「承久御車」および「建長御車」に関する記述があり、ほかに、記事を欠くが、「貞応御車」がこれに並ぶものとして記されている。この三つの「御車」は、年次からみて、それぞれ西園寺公経・実氏・公相三代の任右大将に伴う半部始に対応するものだと考えられる。「建長御車」に関する記事のうち、「故入道殿：云々」の部分は、『車輿等書』所収「半部車記録抄出」に引く「公相公記」にほぼ同文が見えており、公相所用の牛車を指すことが確かめられる。そして、第二図上部の注記にある「承久御車」・「貞応御車」もそれぞれ公経・実氏乗用の車を指している。⁹このように、図上部の注記からも、本書が西園寺家における「納言大将」の用いた半部車と網代車を描いたものであることは明らかだといえる。

そこで、同種の車の図を含む『西園寺家車図』と対照してみよう。第一図と『西園寺家車図』所載の「納言大将半部車」図（参考図A）および「同車内絵図」（参考図B）とを比較すると、描写の視覚が異なっているので一見わかりにくいかもしれないが、近似している。また、第二図と『西園寺家車図』所載の「納言大将網代車」図（参考図C）とは、ともに俯瞰図で、子細に見れば若干の異同はあるものの、ほとんど同一といえるべきものである。本書と『西園

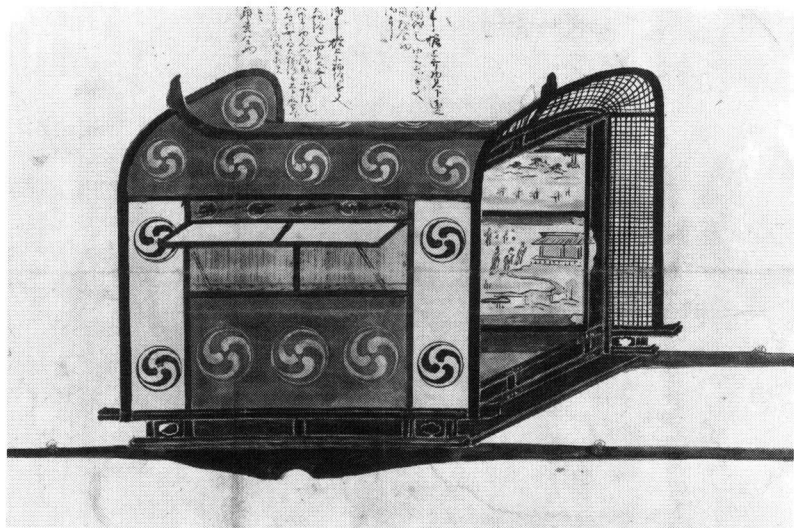
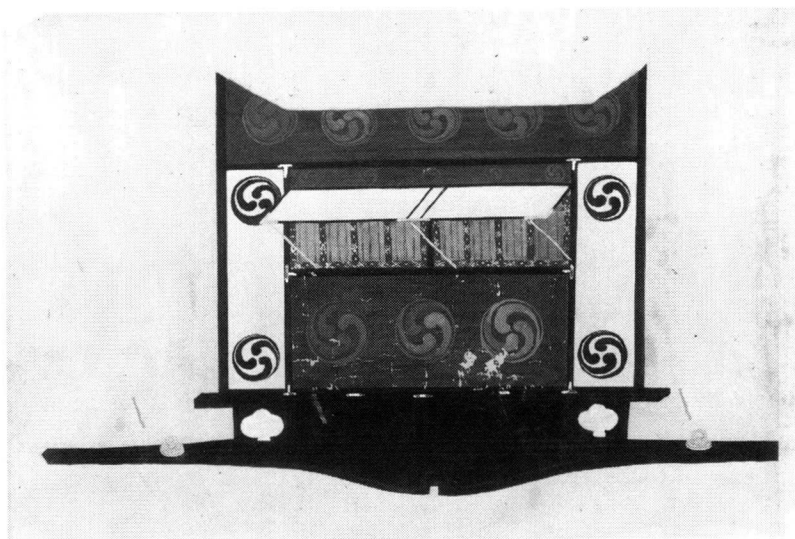


図1 『納言大将車絵様』第一図、半部車

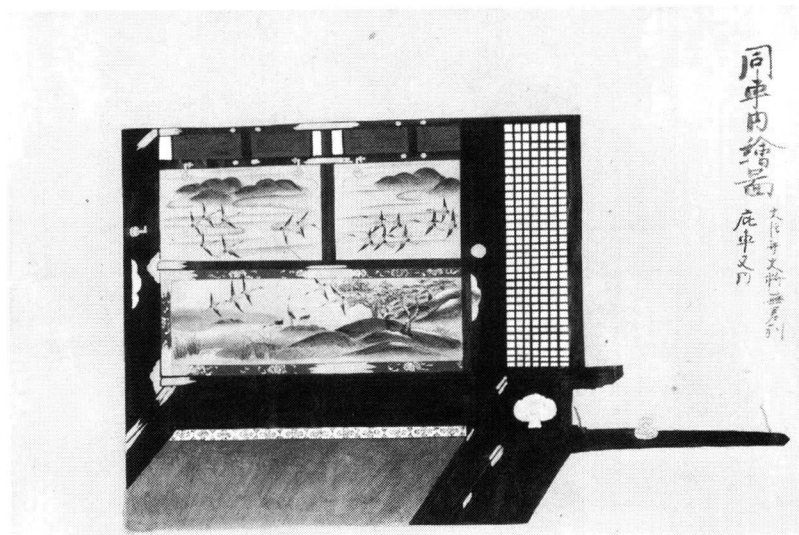
『寺家車図』とが深い関係を有していることは間違いなからう。それでは、その関係はどのようなものだと考えたらいだろうか。両者の図様の相違点に注目してみたい。

両者の図において最も大きく異なるのは、半部車の車内絵である。上段の物見板、下段の立板にはそれぞれ絵が描かれている。物見板の絵様は両図ともに共通し、遠方に霞のかかった山があり、それを背景に鶴の飛ぶ様子が見える。ところが、立板の絵は全く違っている。本書が、中国風の建物と人物を描く唐絵であるのに対し、『西園寺家車図』は、日本の風景を描いた大和絵なのである。この相違にはいかなる意味が見出せるであろうか。以下、藤原重雄氏が『公清公記』所載の車図（年記の明確なものとしては最古）の検討の過程で示した、牛車の車内絵に関する見解⁽¹⁾を参考にしながら考察を進めてみたい。

半部車の立板に唐絵を描くことは、先述した『蛙抄』半部車の項に、「同（物見）下立板」について「内方張小葵綾、画四季唐絵、左ノ前ハ春、同後ハ冬、右ノ前ハ夏、同後ハ秋、」と記されて



参考図A 『西園寺家車図』納言大将半部車



参考図B 『西園寺家車図』同（納言大将半部車）車内絵図

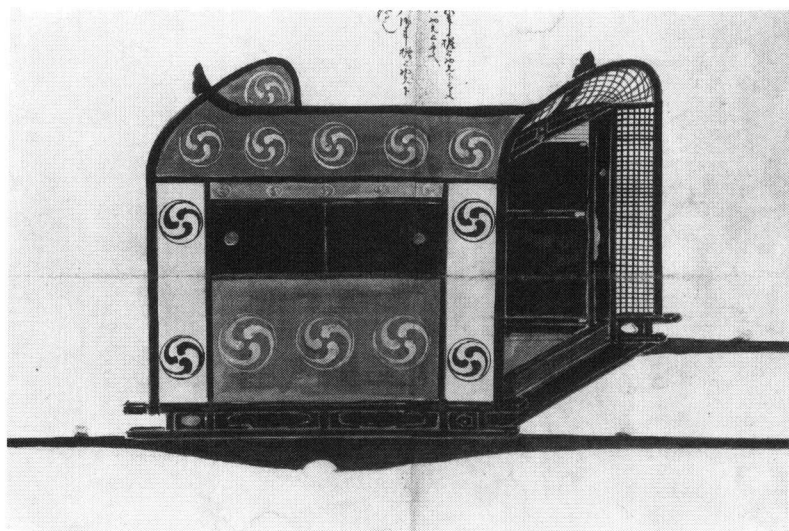
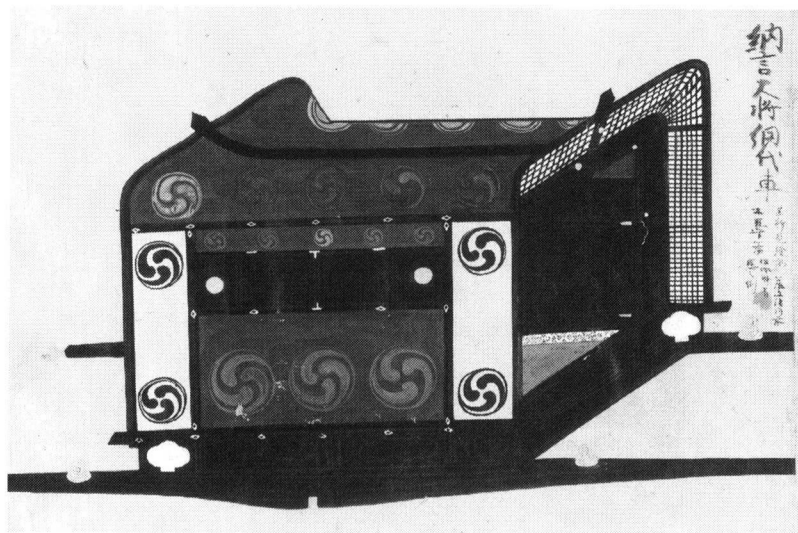


図2 『納言大将車絵様』第二図、網代車



参考図C 『西園寺家車図』納言大将網代車

いることと一致する。さらに同書は、大臣・大将の乗用する半部車には「四季唐絵」を描くとするのに対し、殿上人の乗用する網代車の車内絵については単に「四季絵」とだけ記している。また、『九条家車図』では、院・摂関の用いる「唐御車」には「唐絵」を、「侍従中少将」の車には「和絵」を描くとする。『公清公記』所載の車図は、少将拝賀の時に用いられた車であり、やはり大和絵が描かれている。要するに、唐絵と大和絵とは身分の高下によって使い分けられていたのである。ゆえに「納言大将半部車」の立板には、唐絵が描かれるべきである。この点については『納言大将車絵様』が正確な描写を有しているのに対し、『西園寺家車図』は誤っているといえる。

さらに、いまひとつ問題となるのが四季絵の配列である。『西園寺家車図』の車内絵は、左前春、同後秋、右前夏、同後冬という、『蛙抄』の記述とは異なる配列を有している。そのうえ、説明書きのなかにも「小少葵綾ヲ張テ画四季絵、左ノ前春、同後秋、右ノ前夏、同後冬、」とみえ、絵図と合致する記述を行なっている。一体いずれの配列が正しいのであろうか。ここで『公清公記』所載の車図の車内四季絵をみると、『蛙抄』と同様、進行方向に向かって時計回りに春夏秋冬が配列されている。次章で紹介する陽明文庫所蔵『車絵』は、『公清公記』よりも成立が遡ると考えられるが、そこに載せる洞院家所用の雨（厄）眉車も、『蛙抄』や『公清公記』所載の車図と同じ配列である。つまり、より古い時期に成立した図における四季絵の配列は、いずれも『蛙抄』の記述と合致しているわけである。それに対し、『西園寺家車図』の示す配列は、ほかに裏付けを得られない。したがって、この点についても『西園寺家車図』が誤っていると考えられるのである。

以上の検討から、『納言大将車絵様』は西園寺家において納言大将の用いた半部車・網代車を描いたもので、同種の絵を載せる『西園寺家車図』よりも優れた点があるということが明らかになった。ただし、半部車の図が描写の視角を異にしていることからみて、本書が『西園寺家車図』の祖本にあたることは考えにくい。しかし、本書の存在は、

牛車に関する基本史料ともいべき『西園寺家車図』が、少なからぬ問題をはらんでいることを教えてくれる。そして、『西園寺家車図』が現在のようなかたちでまとめられる以前、西園寺家所用の車を描いた絵図が同一の車種について複数存在していたことをも示唆するのである。

本章の最後に、図とその上部に書かれた注記との関係を考えてみたい。なぜなら、これが本書自体をどのようなものとみるべきかについて知る手がかりとなるからである。第一図上の注記には、「承久御車」・「建長御車」とともに「物見上ハ無文」と見えているが、第一図では、物見の上に輶絵文が描かれている。ところが、この輶絵文に重ねて墨が塗られているのである。これは、注記を加えた人物が、注記の内容を勘案し、ここに車文を描くのは誤りだと考え、抹消したものと思われる⁽¹²⁾。また、同じ図において檐上および物見下には大輶絵が描かれるが、注記には「承久御車」は「檐上并物見下遠文小輶絵」、「建長御車」は「檐上小輶絵遠文」であったと記されている。注記の意図は、この図が誰の乗用した車であるのかを特定しようとしたものという可能性がある。しかし、両者に共通する「物見上ハ無文」の記述に従って文を抹消した点からみれば、あるべき西園寺家の車図を作製するための下準備として、下絵ともいべき図に校正を加える際の典拠を記したものと考えられる。つまり、本書は草稿本ということになるのだろう。そして本書は、実際に使用された車を図示したものから、あるべき姿を図示するものへ変化するという、有職書としての車図の成立に関する重要な問題を提示しているのである。

二 『車絵』

つぎに、『車絵』についてみてみよう。本書は、卷子一軸で、縦三一・六糎、横は全長五九五・八糎。本紙一五紙はすべて楮紙であるが、絵の描かれている料紙四紙は、文字のみが記されている料紙とは異なり、きわめて丁寧に敲打された打紙である。『納言大将車絵様』と同様、新調の刷毛目渋引表紙および袖紙、軸紙（軸は黒檀か）が加えられ、虫喰い部分には修補が施されているが、裏打ちはない。各紙の横幅にはかなりばらつきがあり、最長で五一・一糎、最短で一四・七糎である。第一紙は第二紙以降とくらべて汚れが多く、現状に改装される以前は、表紙であった可能性が高い。本紙は、彩色を施した牛車の図四点とその説明書き、および関連史料からなっている。成立は、紙質および絵や文字の書き様から『納言大将車絵様』に比べてかなり遡り、鎌倉時代後期〜南北朝時代と推測される。ところどころに擦り消した跡が見られ、重ね書きや挿入符による本文補入が多く、清書という作業を経っていないようである。しかし、丁寧に彩色された絵図を伴っていること、および紙の長短がバラバラで必要な部分のみ切り継ぎを行なっていることなどから、草稿本ではなく正本として制作されたものと考えられよう。

本書の構成は、第一紙・第二紙目に網代車についての説明書き、第三紙に網代車の絵図（俯瞰図）、第四紙から第六紙にかけて雨眉車の絵図（俯瞰図・車内図・正面図）、第七紙から第九紙にかけて檳榔庇車の説明書き、第一〇紙から第一五紙にかけて檳榔庇車に関する古記録の抜書きとなっている。

（一） 洞院家の車図

まず、絵図を含む第六紙までについて検討してみよう。はじめに一つ書き形式の「網代車」の説明書き（図3）があり、ついで四つの絵図がつづく。このうち、説明書きに対応する網代車を描いたものは、絵様との対応からみて、

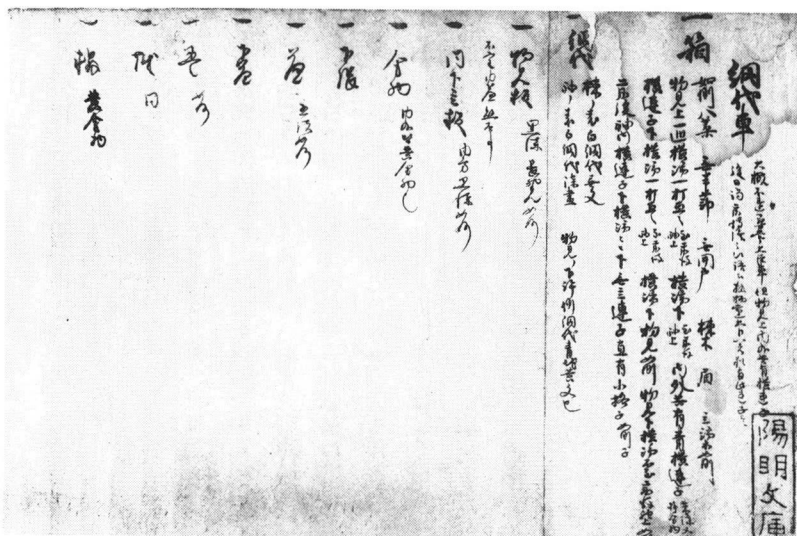


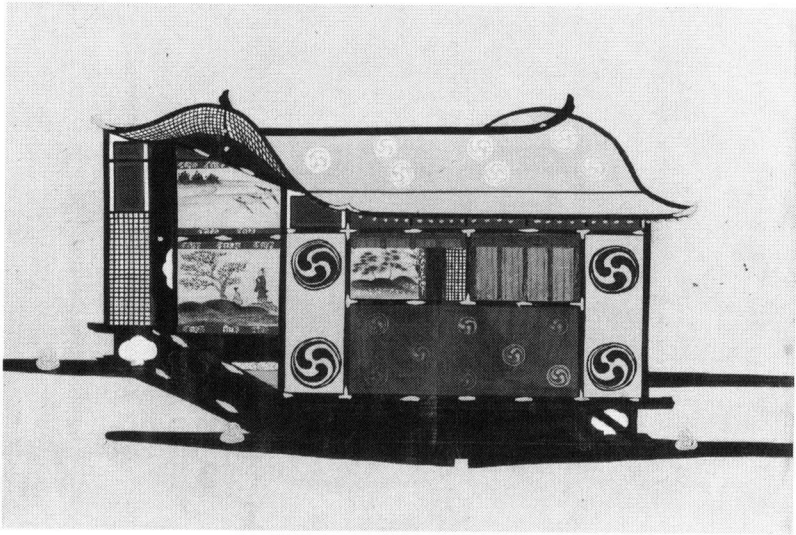
図3 『車絵』網代車説明書き

第一図(図4)のみで、「雨眉車是也」の傍書を持つ第二図(図5)以下は別の車を描いたものだと判断される。そして、車内絵¹³および袖や庇の形状から、「同車内左方」との傍書がある第三図(図6)および「同車向方」という傍書のある第四図(図7)は、第二図に描かれた車と同じ車を違う視角で描いたものとわかる。ところが、この「同」の文字が受けるべき内容を明らかにする文字が第二図の前に存在していない。つまり、第二図の前には、車の種類が記されている必要があり、第一図の場合をかながみれば、それは一つ書き形式の説明書きだと考えられる。とすれば、本来第一図と第二図とのあいだには説明書きがあったが、ある時期に失われ、絵図同士が直接に貼り継がれてしまったとみるべきである。

ここで、いま一つ注意しておきたいのが、第二図の右傍に書かれた注記である。「雨眉車是也、或説網代庇為同車之由、有沙汰云々、但此儀猶不甘心、」というのは、第二図に描かれた車を何と呼ぶべきか勘案して加えられたもので、同図の前にあった説明書きが失われた後に書



图5 『車絵』第二図、雨眉車



参考图E 『西園寺家車図』雨眉網代庇車

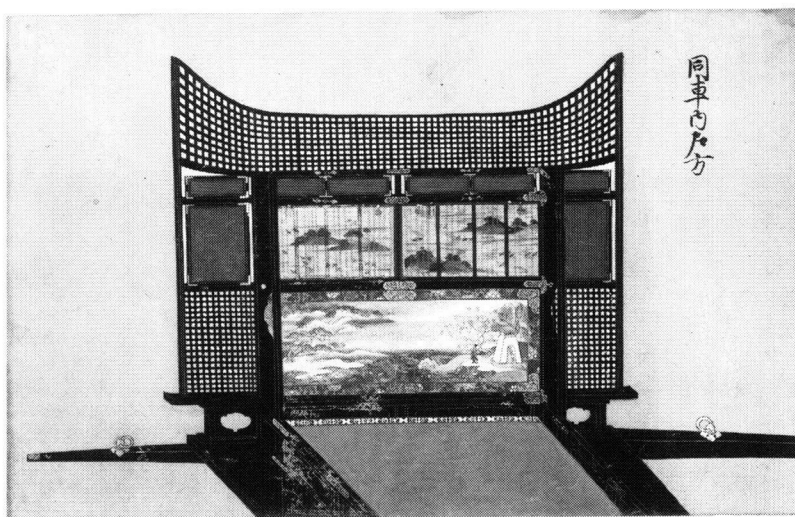


図6 『車絵』第三図、同（雨眉車）車内左方

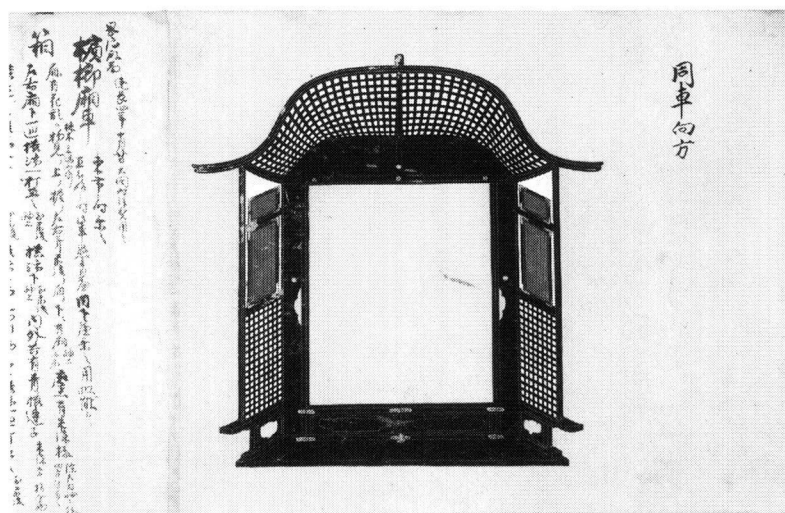


図7 『車絵』第四図、同（雨眉車）車向方

かれたと考えざるを得ない。すなわち、この注記は絵図の製作からかなり下った時期に加えられたものだとことになる。そして、これと同筆にかかる第一図の右傍の注記も同様のものだと考えられる。したがって、本図自体の成立および性格について考えるうえでは、ひとまず検討の対象外とすることが可能であろう。⁽¹⁴⁾

つぎに、描かれた車についてみていく。第一図は網代車で、説明書きの冒頭には「網代車 大概不違尋常大臣車、但物見上内外共有横連子、」とある。「大概不違尋常大臣車、」とはいかなる意味であるのか、にわかには知りたいたいが、『西園寺家車図』所載の「網代車」図（参考図D）の説明書きに、「任相国之後乗之、大概不違尋常大臣車、但物見上有横連子也、」とあるのを参看すれば、太政大臣（相国は唐名）に任ぜられて後に乗用する車の意味だと知られる。たしかに、第一図「網代車」（図4）と『西園寺家車図』所載「網代車」図（参考図D）とは、俯瞰図と側面図という違いがあるが、同種の車を描いたものであることは、一見しただけでも明らかである。また、説明書きでは触れられていないが、袖および立板部分に扇が描かれている。『蛙抄』によれば、扇は洞院家の車文であるから、この図が洞院家において太政大臣となった者の用いた網代車であることがわかる。⁽¹⁵⁾

第二図も車文として扇が描かれており、洞院家所用の車だとわかる。車の種類については、これも『西園寺家車図』が参考になる。第二図（図5）と『西園寺家車図』所載の「雨眉網代庇車」図（参考図E）とは、車文こそ異なるものの、全く同じ形態の車を描いているといつてよい。そして、『西園寺家車図』の説明書きによれば、この車は「執柄并太政大臣乗之、他大臣不用之、」とあるので、第二図は洞院家において太政大臣となった者の用いた雨眉網代庇車を描いたものだとということになる。

以上の検討から、本書の第六紙目までは、洞院家における太政大臣所用の車二種を描いたもので、あえて名付けるとすれば『洞院家太政大臣車絵』とでも呼ぶべきものであろう。

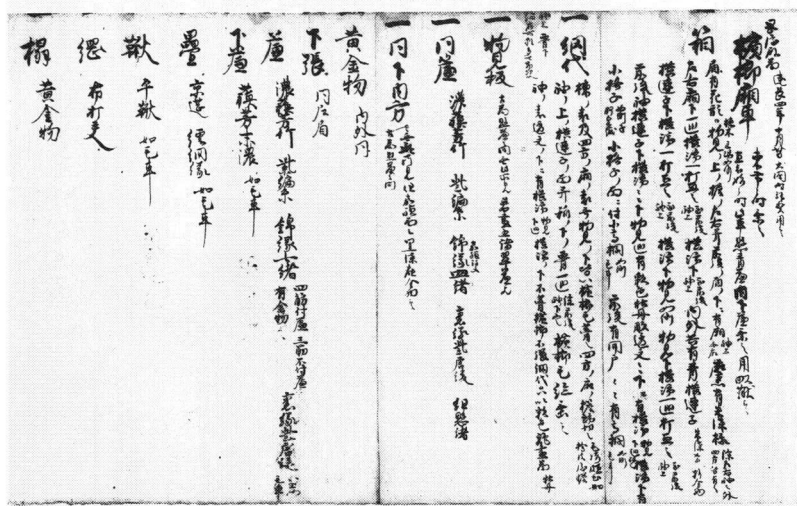
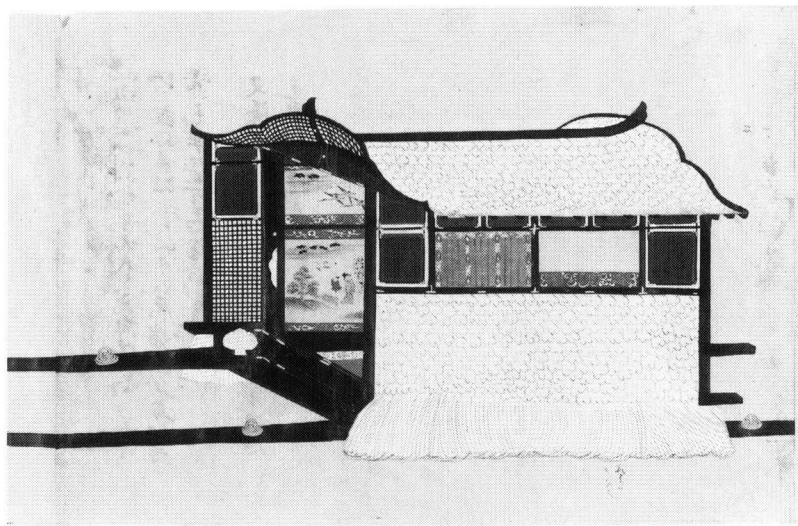


図8 『車絵』檳榔庇車説明書き

(二) 檳榔庇車について

つぎに、第七紙以降について検討する。第七紙から第九紙には、檳榔庇車の説明書きが載せられている(図8)。「西園寺家車図」も、太政大臣昇進後に乗用する車として、「網代車」図・「雨眉網代庇車」図とともに「雨眉檳榔庇車」図(参考図F)を掲げており、ここに檳榔庇車の説明書きが貼り継がれていること自体は不思議ではない⁽¹⁾。しかし、これは洞院家所用のものではなく、表題の右肩にある注記によれば、建長四年(一二五二)一月二〇日、同月三日に摂政を辞した前太政大臣近衛兼経が兵仗を賜り、その拝賀にあたって乗用した檳榔庇車に関する説明書きなのである。ここで突如近衛家所用の車に関する記載が出現することには、違和感を感じざるを得ない。

近衛兼経所用の檳榔庇車の説明書きは、表題の右肩に「岡屋殿図」とあり、本来絵図と一具のものであることが明らかである。そして、それは一つ書きで記され、



参考図F 『西園寺家車図』雨眉檳榔庇車

「網代車」図の直前にある説明書き(図3)と同様の形式を持っており、つぎに絵図が貼り継がれるべきものと考えられる。つまり、本書には収められていないが、もとはこれに対応する絵図が存在したと思われるのである。⁽¹⁸⁾このようにみると、形式の点からはこの第九紙までが「車絵図」と呼ぶべきものだといえる。しかし、内容からみれば、第一〇紙以降の記録の抄出も、檳榔庇車に関するものばかりで、この説明書きと無関係のものではない。

そこで、第一〇紙から第一五紙におよぶ記録の抄出について見てみると、おおまかに二つにわかれている。第一三紙までは、大殿こと前関白太政大臣藤原忠実が、天承元年(一一三二)十一月に隨身兵仗を許されてから保延六年(一一四〇)一〇月に出家するまでの間に乗用した檳榔庇車に関する記事で、「中右記」⁽¹⁹⁾・「知信記」⁽²⁰⁾・「信範記」⁽²¹⁾・「宇槐記」⁽²¹⁾からの抄出である。そして、第一三紙の末尾以降は、嘉禎三年(一一三七)近衛家実の摂政拝賀に関する「御車記 鴨居殿預本」⁽²²⁾からの抄出と、先述の

近衛兼経の兵仗拝賀および直衣始に関する「記事」の抄出である。

つまり、第七紙以後はすべて、檳榔廊車に関する撰関家由来の史料をまとめたものである。では、なぜこのようなものが、さきの『洞院家太政大臣車絵』に貼り継がれているのであろうか。これについては、本書の制作者および伝来に深くかかわるので、節をかえて詳しくみていきたい。

(三) 制作者とその意図

本書の制作者について考えると、まず、近衛家の文庫である陽明文庫に伝来していることから、近衛家の人物が制作に関与した可能性が想定できる。また、洞院家の車を描いていることから、洞院家の人物が制作に関わったとも考え得る。

ここで、注意すべきは、『車絵』の文字が、後世の筆にかかる二ヶ所の注記を除けば、一筆だと考えられることである。すなわち、筆跡が重要な手がかりの一つとなる。料紙や書風などからは鎌倉時代後期から南北朝時代にかけての成立と思われるため、この時代の両家の人物と筆跡を照合してみた。すると、自筆書状⁽²³⁾の筆跡との一致から、筆者は洞院実泰（一二七〇～一三二七）であった可能性が高いと思われる。そこで、別の史料から筆者が実泰であるという点について検証してみよう。

洞院実泰の自筆書状として確認できるものは、既に何度か触れた『車輿等書』に収められる四通があるが、これらはいずれも勘返状である。つまり、『車輿等書』には洞院実泰の手許に残された文書が含まれているのである。そのなかに、以下の西園寺公衡書状が含まれている。

車図返給候了、建長図加一見返進候、此一枚与大意無相違候、誠庇車にて候けり、但此東山のハ簾蘇芳にて候、此建長のハ青候歟、是を相違候、又当家図袖ニ立縁不候、尤以不審候、如此事依時少々無四度計事等多候らん、又図誤事も候覽と覚候、一卷相構早速被成立候て、可被免一見候、又一巻依召猷覽之、是も未切磋之間、定辭事等候歟、正応当職之時者無可出事之間、遂不乗用檳榔庇候き、恐々謹言、

八月三日

(西園寺公衡
花押)

本文書は宛所を欠くが、さきに触れた勘返状と内容的に関連しており、これも実泰宛てだと考えられる。ここでは、檳榔庇車の絵図が話題となっており、「東山の」は東山禅閣こと九条道家所用の檳榔庇車図を、「建長図」とは近衛兼經所用の檳榔庇車図を指している。「当家」とはもちろん西園寺家のことで、「当家図袖ニ立縁不候」との記述は、『西園寺家車図』所載の「雨眉檳榔庇車」図(参考図F)の絵様と合致する。「正応当職」とは、檳榔庇車が太政大臣の乗用する車であるので、正応四年(一二九一)一二月に太政大臣に任せられ、翌年一二月に辞退した西園寺実兼のことを指すとわかる。結局、このとき実兼は檳榔庇車に乗ることはなかったという。

実泰が公衡に檳榔庇車について尋ねるとしたら、その契機は、実泰自身が太政大臣になっていないことを勘案すると、正安元年(一二九九)六月、実泰の父公守が洞院家として初めて太政大臣に昇ったことに求められよう。公衡は実泰の五歳年長で、この時公衡は右大臣、実泰が権大納言であった。書札礼もこの関係に叶っており、この書状は正安元年のものとみて大過なからう。つまり、公守の太政大臣就任に伴い、檳榔庇車造立の必要が生じ、その準備の一環として檳榔庇車の絵図を作製するため、一門であり、太政大臣を輩出していた西園寺家の事例を尋ねたやりとりのうちの一通がさきの文書であったと考えるべきである。

実泰は、西園寺家以外にも諸方に尋ねて、檳榔庇車に関する記述を載せる記録を蒐集したのであろう。もっとも、

檳榔庇車が太政大臣の乗用であるため、西園寺家のほかには撰関家に尋ねたことも多かったに違いない。そのなかで実泰は、『車絵』の第七紙以後にみえる檳榔庇車の説明書きや、関連記事を有する記録もしくはその抄出を入手したと考えられる。

だが、公守は在職わずか四ヶ月で太政大臣を辞しており、結局は実兼の場合と同様、檳榔庇車が作られることはなかったと思われる。そして、洞院家の檳榔庇車の絵図も描かれぬままに終わったのであろう。そのため、実泰が車の絵図をまとめるにあたって、自家所用の網代車・雨盾車のあとに貼り継ぐべき檳榔庇車の絵図を欠き、かわりに入手した撰関家（近衛家）所用の檳榔庇車の記録を貼り継いでおいたのだと思われる。

以上の検討から、本書は、洞院公守が太政大臣に昇進した正安元年をさほど下らない時期に、公守の子実泰によってまとめられたもので、同家の太政大臣が所用する車を図示して説明書きを加えたものであったと考えることができ。それゆえ、さきに六紙までについてを『洞院家太政大臣車絵』と仮称したが、本書全体について用いることも可能であろう。

(四) 伝来

本章の最後に、洞院家と牛車に関する史料との関係についてみることで、本書の伝来を考える手がかりとしたい。洞院家に牛車に関する史料が少なからず蓄積されていたことは、洞院実熙が『蛙抄』を著していることから知ることができる。さらに、実熙が牛車についての著作を残していたことが、室町時代後期の公卿・三条西実隆（一四五五—一五三七）の日記『実隆公記』から知られる。同記長享三年八月三日条に「車抄自中院送賜、可書写者也、」とあり、（金巻考）

実隆が「車抄」を中院通秀（一四二八〜九四）から借り受けたことが見える。そして、同九月二日条に「今日車秘抄立筆、」とあり、八日条に「車抄洞院抄也、仍号仙駕秘録、終書功、」と見え、七日間で書写したことがわかる。この牛車に関する抄物は、洞院家に由来するものであり、「仙駕秘録」と呼ばれるものであった。⁽²⁴⁾さらに、同記紙背文書長享三年八月五日条裏の妙益（中院通秀）書状に「先度承候車抄、是者随分秘蔵にて候へ共、入見参候、故洞院被造之物候、仍世間不流布候歟、返々不可被許外見候、」とあり、これが実熙の著であったと解される。この「仙駕秘録」と『蛙抄』車輿部との関係は不明であり、あるいは同じものかも知れない。

また、洞院家に鎌倉・南北朝時代に蒐集された史料の一部を大まかに類別編集した『洞院六巻部類記』という史料がある。⁽²⁵⁾その巻三のうち関白兵杖の項は「不知記」および「信範記」の抄出からなっているが、両者はさきの檳榔庇車に関する記録の抄出のうちの「知信記」および「信範記」を完全に含みこんでいる。そして「知信記」天承元年の記事は逸文であり、本書すなわち『車絵』と『洞院六巻部類記』以外には記文を知ることができない。また「中右記」についても、当該箇所を含む藤原忠実の兵杖拝賀について抄出した鎌倉時代の写本が京都御所東山御文庫に存在するが、これも洞院家旧蔵であったとみられる。⁽²⁶⁾つまり、檳榔庇車に関する記録の抄出のもととなるべき写本が実泰の手許にあったとみるべき証左が存在するのである。このことも、本書の筆者が洞院実泰であることを裏付けるであろう。洞院家は実泰の後、公賢、実夏、公定、満季、実熙と続いて室町時代中期に至るが、実熙の子公数は後嗣のないままに出家し、同家は断絶した。公数は『園太暦』を中院通秀に譲ったのをはじめ、家伝の記録・書類を売却することで散佚させたことが知られている。⁽²⁷⁾陽明文庫には、このほかにも洞院実熙の筆にかかる『政部類記』三巻など洞院家旧蔵書が存在することが確認される。つまり、公数の出家とともに解体した洞院家の文庫の旧蔵書の一部は、ある時期に近衛家の架蔵に帰したのであり、本書もそこに含まれるものであったと考えられるのである。

おわりに

本稿では、『西園寺家車図』と関係の深い陽明文庫所蔵『納言大将車絵様』および『車絵』について考察を進めてきた。その結果、『納言大将車絵様』は、『西園寺家車図』がまとめられる以前に存在した同家用の車の絵図であり、『西園寺家車図』に収載されている絵図よりも正しい図様を有していることを明らかにした。また、『車絵』は、『洞院家太政大臣車絵』と呼ぶべきものであることを指摘した。

しかしながら、『納言大将車絵様』は『西園寺家車図』がまとめられる際に利用されなかったと思われる、西園寺家の車図としては、まったく顧みられることのない存在となっていた。もう一方の『車絵』についても、太政大臣所用の車に限られているものの、一つ書き形式の説明書きと絵図とを組み合わせた整った形を持ち、成立も鎌倉時代にまで遡るため、牛車の図として最も注目すべきものであるにもかかわらず、断絶した洞院家の車の絵図であったことも与り、ほとんど注目を浴びなかった。この二つの車図を、忘れられた車図と呼んだ所以はここにある。

これまでの考察のなかで、鎌倉時代には、西園寺・九条両家以外に洞院家や近衛家に、そして南北朝時代には徳大寺家にも、車の絵図が存在していたことが確かめられた。ところがそのほとんどは、特定の時期に特定の人物が所用した牛車を描いたもので、単独の一図という形状をとっていたようである。したがって、今回紹介した『車絵』は、『西園寺家車図』につながる、絵図と説明書きを交互に載せ、なんらかの編集意図にもとづいて複数の絵図を配列した有職書的な車図の嚆矢ともいえるべき存在であったのではないかと考えられる。さきに引用した西園寺公衡の書状にみるとおり、鎌倉時代後期、洞院・西園寺両家のあいだで車の絵図を相互に貸借し、さらに撰閲家からも借用するという動きが存在した。各家のあいだの共通点と相違点とを意識するなかで、有職書的な車図が成立したということな

のであろう。このなかで、西園寺・九条両家の車図が江戸時代に流布して現在に至っているのは、史料残存の偶然という要素が大きかったに違いない。

実は、洞院家の車図は、このほか尊経閣文庫所蔵『車輿等書』に収められてのこっており、太政大臣乗用の車の絵図のみが作製されたわけではなかった。洞院家には『西園寺家車図』の成立に先立って種々の車を網羅し、整った形式を有する車図が存在したとみるべきであり、『西園寺家車図』が現在の形にまとめられる際に、それが参看されて手本ともいべき役割を果たしたことも考え得る。したがって、『車輿等書』の分析を行ない、それを通じて牛車の研究をするうえで、最も良質の史料と見なしうる洞院家の車図の復元を試みる必要があるとってくる。これを次の課題として、本稿を閉じたい。

註

(1) 徳仁親王・木村真美子「『西園寺家車図』諸本の研究―附、宮内庁書陵部所蔵九条本『西園寺家車図』翻刻―」(『学習院大学史料館紀要』一一号、二〇〇一年。以下、前稿とする)。現在、学習院大学史料館には、昨年一月に古書店より購入した、元禄七年(一六九四)飛鳥井雅豊書写の『西園寺家車図』・『九条家車図』各一卷二軸も架蔵されている。前稿発表時には、飛鳥井雅豊の手になる写本が存在することは、これを親本とした転写本の存在することから推測していたが、所在の確認には至っ

ていなかった。なお、同書の概要は改めて紹介する。また、本稿で『西園寺家車図』と表記するのは、前稿で指摘したように、西園寺家所用の牛車八図および説明書きを有する本で、室町時代末期の成立にかかるとを指すのであって、それに先行するであろう個別の車図を意味しない。

(2) 架蔵番号七/三九。『車輿等書』については前稿の註(9)にも記したが、持明院家旧蔵で、牛車の図以外に西園寺公衡と洞院夷泰との勘返状、二条兼基の書状をはじめとする鎌倉後期の公卿の牛車についての問答・記

- 録の抄出など牛車故実に関する多様な史料を集めたものである。一説に、室町時代の写本とされる。現在は卷子一・二軸にまとめられており、これらを一括して『車輿等書』と呼んでいる。同書は、『西園寺家車図』のみならず、『九条家車図』に収める牛車の図の一部、あるいは『公清公記』所載の車図までも含んでおり、中世における牛車について考えるうえで、最も注目すべき史料だと考えられる。しかし、分量が多いため、本稿では『西園寺家車図』および今回紹介する両書との関連で若干の言及をすることにどめ、その全面的な紹介や考察は別稿を期したい。
- (3) 架蔵番号はそれぞれ、二四二九二・二四二九三。
- (4) 自筆本。架蔵番号はS〇〇七三/三。この『公清公記』所載の車図については、藤原重雄氏が『日本歴史』六三二号(二〇〇一年)の口絵で紹介し、その後、同氏による「記録に貼り継がれた絵図―東京大学史料編纂所所蔵『徳大寺公清公記』所収「車絵図」を中心に―」(『MUSEUM』五七五号、二〇〇一年)で詳述された。
- (5) 『蛙抄』(東京大学史料編纂所所蔵徳大寺本(一五〇/一八))車輿部(以下、本稿で『蛙抄』というときは、すべて車輿部をさすため、いちいち断らない)・車文の項に「輶絵通季御本用之、但公経公繪、乗之、自余息ハ不用。」とある。
- (6) 『公卿補任』によれば、公経は承久元年一月三日、実氏は貞応元年八月一日、公相は建長二年二月二四日に、それぞれ右大将に任じられている。
- (7) 『蛙抄』の「半部車」の項に「大臣大将等用之、上皇又令用給歟、大臣以下号半部始有刷儀、」とある。
- (8) 「半部車記録抄出」では、この部分は「故入道殿御車物見下如屋形上小輶絵也、而若年之時、猶可為大輶絵之由、大臣殿有仰、大臣殿御時御車有絵様、而求失、仍如此、」と記されている。「大臣殿御時御車有絵様、而求失、」の部分は、本来割注だと思われる。西園寺公相は文永四年父実氏に先んじて亡くなっており、ここに登場する「故入道殿」は祖父公経を、「大臣殿」は実氏を指す。「貞応御車」の記述がないのは、製作された車絵がすでに建長年間に失なわれていたためだと考えられる。
- (9) 『車輿等書』所収「忠広記」は、承久元年一月二四日に公経、貞応元年九月八日に実氏の網代始が行なわれたことを記す。「忠広記」は、西園寺公経の家司・高階忠広の日記で、東山御文庫本「相国拜賀部類記」(勅封一六三―四二)、『東山御文庫御物』四(毎日新聞社、二〇〇〇年)一〇〇―一〇一、二七三―二七四頁。釈文は『大日本史料』第五編之一、五九一―五九四頁。なお、

『大日本史料』は『東山御文庫記録』丙六を出典とする)には「階忠記」の名で、貞応元年八月三日・一日・一五日条が収められている。また、『公衡公記』正応二年正月一八日条に、公衡の父で当時右大将であった美兼の半部車に関する記述があり、忠広の記録を参照したことが見えている。このほか、『仙洞御移徙部類記』(圖書寮叢刊)の目録によれば、後鳥羽院移徙の項に「忠広記」が引用されていたこともわかる。

(10) 前稿では、宮内庁書陵部所蔵九条本『西園寺家車図』を紹介し、その図版を掲載したが、今回は、九条本とはほぼ同時期に近衛信尹が作成した陽明文庫所蔵『西園寺家車図』の図版を掲載する。

(11) 前註(4)藤原論文。

(12) 前稿で述べたように、『西園寺家車図』の伝本はいくつかの系統に分類できるが、「納言大将半部車」図には、物見の上に輶絵文が描かれているものといえないものがある。諸伝本のうち陽明文庫本や九条本などの古態をとどめるグループは輶絵文を描いており、ここに見えるような墨による抹消は反映されていないことになる。

(13) この雨眉車の車内絵について、第二図に右方の絵が見えているので、見えていない左方の絵を第三図として

別に描いたものだと思われる。すると、立板には唐絵で、左の前は春、同後は冬、右の前は夏、同後は秋の景色が描かれていることになる。これは、先に見た『蛙抄』の記述と一致するとともに、第二・三図の連続性を示すものといえよう。

(14) 前稿注(11)で、この図を洞院家で作成されたものと判断する際に、第一図の注記「当家大臣時綱代車也」を根拠としたのは失考であった。

(15) 『蛙抄』に「画扇実雖全未用之、扇之外」とある。また、室町時代初期に成立したと思われる『立車記』(宮内庁書陵部所蔵松岡本(二〇八一—二〇三三))にも「車文事」として、「洞院 扇 檜扇 藤菱」と見えている。

(16) すると、第一図右傍の注記とは齟齬する。しかし、注記者が不明である現時点においての性急な判断は差控えない。

(17) ただし、『西園寺家車図』の「雨眉檳榔庇車」図には、西園寺実氏が建長五年に乘用した車の図であるとの注記があるが、一つ書き形式の説明書きは収められていない。

(18) 『車輿等書』所収「書出常磐井入道相国図」に「近衛家号檳榔庇乗用多分此車也」と傍書される図があり、

これが対応する図であったと考えられる。詳しくは、今後『車輿等書』について検討するなかで触れたい。

(19) 「中右記」天承元年一月二五日条を見ると、忠実の兵仗拝賀の慶び申しで乗用した檳榔庇車を「是今案御車也、」としている。一条兼良の手になる『桃華藥葉』の「檳榔庇」の項にも「大閤之時乗之、此車知足院殿長承比始而廻意巧令造給、」(天承二年が長承元年にあたる)とあり、室町時代後期においても、檳榔庇車が忠実の創案になることを正しく伝えていたことが知られる。

(20) ここに引用される「知信記」のうち天承元年の記事は、逸文と思われる。翌天承二年の記事は、正月の朝観行幸、二月の法成寺御塔供養、四月の賀茂祭の時の事例である。

(21) 「信範記」、「宇槐記」の抜書きは、保延五年一〇月一日の石清水八幡宮参詣及び同月三日の賀茂社参詣の記事であり、「宇槐記」の記事は逸文である。さらに「宇槐記」の抜書きは、『九条家車図』および『車輿等書』所収「書出但如此注文ト記ヌモノ」と題する巻にも載せられており、そこには「保延五年十月八幡賀茂詣日有絵様」とある。また、『車絵』所引の「宇槐記」の末尾にも「同御車図 在本記、大略同建長絵図、仍略之、」と

あることから「宇槐記」には記事以外にも絵図があったものと思われる。『玉藥』嘉禎三年三月二八日条には、近衛兼経が九条道家に、檳榔庇の絵図がないため、保延八幡指図(つまり、「宇槐記」のこの記事)を参考に檳榔庇車を造ったのだと語ったことが記されている。

(22) 鎌倉時代における鴨居殿は、『玉藥』嘉禎三年三月一日日条、『勅仲記』建治元年一月四日・同三年三月二七日条などを参看すれば、藤原氏の氏長者の地位に付随するもので、「鴨居殿預本」とは撰関家の蔵本だと考えてよからう。

(23) 洞院実泰の自筆が確認されるものは『車輿等書』以外にはほとんどないが、東山御文庫本「洞院実泰カ勘奏案」(勅封一三〇—一七六。マイクロフィルムによる)は、自筆の可能性が高いものとして知られる。また、同じく東山御文庫本「朝観行幸部類」(勅封一三〇—一五八。『東山御文庫御物』四、三〇—三一頁)にも同一と思われる筆跡が見えている。

(24) 江戸時代中〜後期の公卿・柳原紀光(一七四六—一八〇〇)の著である『砂巖』(図書寮叢刊)のうちに「仙駕秘録一巻之内ヨリ書之、」と傍書する「四方輿事」なる記述がある。つまり、同書には牛車のみならず輿に

ついでの記事があったことが知られるのである。なお、紀光は、三条西家本を多数書写しているので、実隆の書写した本を転写した可能性が高い。

(25) 宮内庁書陵部所蔵藤波本『洞院六巻部類記』(函号二二七―四三三)。同書については、『図書寮典籍解題 続歴史篇』(養徳社、一九五一年)「洞院家廿巻部類」の

項、および宮内庁書陵部所蔵『洞院家廿巻部類異同考

附洞院家六巻部類』(函号一七六一―一六六)を参照。

(26) 東山御文庫本「中右記抜書 天承元年十一月前関白忠実賜兵仗隨身慶賀(藤原忠実賜隨身兵仗記)」(勅封一六三―一六〇―一。マイクロフィルムによる)。同文庫本収蔵の鎌倉・南北朝時代の写本に洞院家旧蔵と考えるべきものが多いことは、『東山御文庫御物』四の「太政大

臣西園寺公守上表写」(勅封二二〇―二二二)、「行幸部類 御継文」(勅封一三〇―一五三)、「朝覲行幸部類」(勅封一三〇―一五八)、「行幸記」(勅封一三〇―一五九)、「御幸始部類記」(勅封一三〇―一六六)、「御即位儀」(勅封一四二―一四六)、「御讓位記」(勅封一五七―一四七)、「讓位部類記」(勅封一五七―一四九)、「相国拜賀部類記」(勅封一六三―一四一、一四二)の解説を参照。

(27) 洞院家については、末柄豊「西園寺家文書について」『遙かなる中世』一九号、二〇〇一年)および同「洞院公数の出家―東山御文庫本『洞院家今出川家相論之事』から」『禁裏・公家文庫研究』一「思文閣出版、二〇〇三年)所収、初出は二〇〇一年)に詳しい。

(付記) 本稿の作成にあたり、陽明文庫および同文庫長名和修氏より全面的なご協力を得た。記して感謝の意を表します。

陽明文庫所蔵『納言大将車絵様』・『車絵』翻刻

凡例

- 一 使用漢字は原則として常用漢字を用いた。
- 一 文中に適宜、読点（、）・並列点（・）を加えた。
- 一 校訂注は原本の文字に置き換えるべきものは「〔 〕」、参考または説明のためのものは（ ）で括った。
- 一 文中の人名については、傍注を施した。
- 一 文字の上に重ねて別の文字を書いた箇所は、後に書かれた文字を本文とし、その左傍に・を付し、もとの文字に×を冠して右傍に注した。
- 一 紙継目の箇所には、「行末に」を付した。

『納言大将車繪様』(二四二九二)

〔抽紙奥上貼紙〕
 □□也
 □□敷
 〔車力〕
 納言大将車繪様 輛繪

(第1紙)

承久御車、檐上并物見下遠文

小輛繪網代也、物見上、無文、

半部角散金物、

貞心御車、

建長御車、檐上小輛繪遠文、

物見下大輛繪也、物見上、無文、

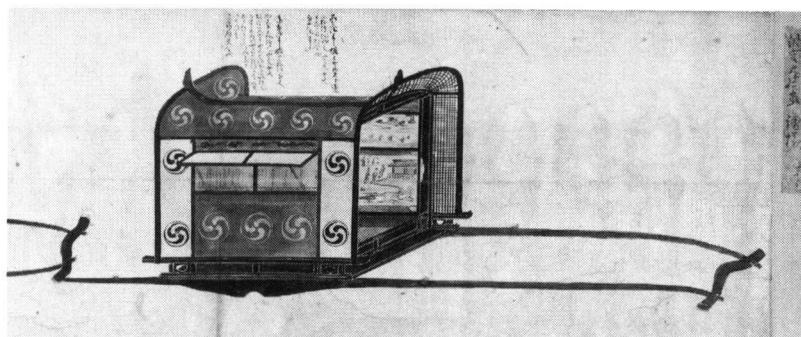
故入道殿御車物見、〔下脱〕如屋形上小輛繪也、

而年若時、猶可為大輛繪由、〔西園寺実氏〕大臣殿有仰、

大臣殿御車有繪様、而求失、

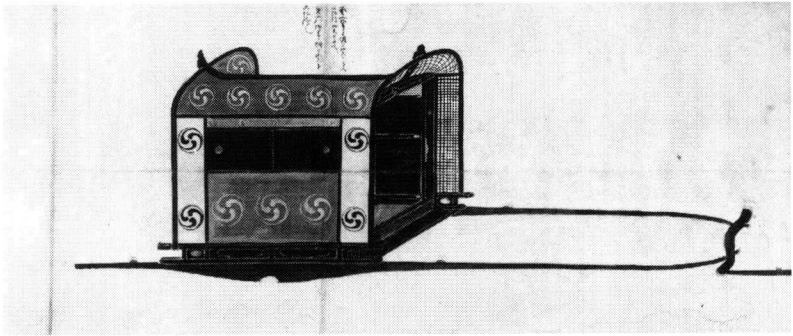
仍如此云々、

半部角黄金物、



(第3紙) (第2紙)

承久御車、檐上物見下遠文
小柄絵、物見上無文、
貞心御車、檐上物見下
大柄絵也、



(第1紙)

網代車

大概不違尋常大臣車、但物見上内外共有横連子、

後日謁前博陸之次、語云、執柄常也、大臣以前猶有此連子云々、

一、箱

如例八葉、無半部、無開戸、棟木、眉、立端等如例、

物見上、巡横端一打巨之、至前後、袖上、横端下、至前後、内外共有青横連子、朱漆ムム、折金物、

横連子下横端一打巨之、至前後、袖上、横端下物見如例、物見下横端不至前後袖上如例、

前後袖内横連子下横端、々々下無立連子、直有小格子、如例子、

一、網代

棟ノ表白網代無文、

袖ノ表白網代漆画、物見ノ下許例網代青地黄文也、

一、物見板

黒漆、長物見如例、

不審内簾懸否事、

一、同下立板

内方黒漆如例、

一、金物

内外皆黄金物也、

一、下張

五緒如例、

一、簾

五緒如例、

一、下簾

如例、

一、畳

如例、

一、鞞

同、

一、榻

黄金物、

(第2紙)

(第3紙)

〔異筆〕当家大臣時網代車也、

(繪)

(第4紙)

〔異筆〕兩眉車是也、或說網代庇。為同車之由、有沙汰云々、

但此儀猶不甘心、号尼眉之時者、

如此車屋形為菴棟、

網代庇之時屋形如常、物見板上有庇云々、

(繪)

(第5紙)

同車内左方

(繪)

(第6紙)

同車向方

(繪)

┌

┌

┌

┌

岡屋敷図
 建長四年十月廿日大關時祥實用云々、
 束帶之時乘之、
 檳榔箱車
 直衣始之時、此車懸青簾、同下簾垂之、用敵鞞云々、
 (×垂)

一、箱

楨木・立端如例、
 眉有花形。物見ノ上ノ檐ノ左右并前後ノ眉ノ下ニ有眼、袖上、無庇、庇裏有朱漆緣、四方皆有之、
 左右廂下一巡横端一打巨之、至前後、袖上、横端下、至前後、内外共有青横連子、朱漆メム、折金物、
 横連子下横端一打巨之、袖上、横端下物見如例、物見下横端一巡打巨之、至前後、袖上、
 前後袖横連子下横端、々々下物見巡有彩色牡丹彫透文、々々下ニ有横端、物見、下巡、端也、横端下有
 小格子、如例子、小格子ノ面ニ付小高欄、如例、前後有開口、々々有高欄、毛車、横端下有
 押白色紙、毛車、
 棟ノ表及四方ノ廂ノ表并物見ノ下皆以檳榔毛葺之、四方ノ廂ノ檐端切之、毛崎頗出、如檳榔毛葺之、
 袖ノ上ノ横連子ノ面并箱ノ下ノ腰一巡、袖前後、袖ノ下、横端ノ下ニ有横端、物見、横端ノ下ニ有横端、不張網代、只以彩色施画図、牡丹、

袖上、腰下、
 総在所猶多、可勘決、

一、網代

棟ノ上ノ横連子ノ面并箱ノ下ノ腰一巡、袖前後、袖ノ下、横端ノ下ニ有横端、物見、横端ノ下ニ有横端、不張網代、只以彩色施画図、牡丹、

一、物見板

古図懸簾之間、無此所見、若画五緒翠簾敷、
嘉禎注文

一、同簾

濃蘇芳竹、紫編糸、錦縁五緒、裏縁紫唐綾、組懸緒、
(×四)

一、同下内方

無此所見、但嘉禎図云、黒漆在金物云々、
古図懸簾之間、

一、黄金物

内外同、

一、下張

同尼眉、

一、簾

濃蘇芳竹、紫編糸、錦縁七緒、四筋付簾、三筋不付簾、裏縁紫唐綾、以上如
有金物、

一、下簾

蘇芳末濃、如毛車、

一、畳

京苳、經綱縁、如毛車、

一、鞞

平鞞、如毛車、

一、綱 布打交、
一、榻 黄金物、

(第10紙)

中右記

天承元年十一月十七日、今夕(藤原忠実)大殿依召初参院給云々、(鳥羽)関白殿

并中將殿御共者、去保安元年十一月御籠居、于今十二年、今日(藤原忠通)

始御出仕、君臣合体之儀已又相叶、為天下大慶也、大殿御直衣、

前驅六人、

廿一日、今夜大殿有御隨身 勅書、

廿五日、戊午、厭対日、天晴、大殿賜御隨身後、令申慶給云々、

申刻出御、蒔絵細劍、紺地緒、打下襲、御車檳榔毛庇、是

今案御車也、蘇芳下簾、前驅内(崇徳天皇)・院殿上人、頭中將宗能以下之

十四人、諸大夫廿人許、上達部扈從、関白殿、治部卿能俊、

民部卿忠教(藤原)、源中納言顯雅、宰相中將忠宗、左大弁雅兼、已上六人也、

先参院、賜御馬、次参内云々、予籠居之間、依人々來談、大略記之、

知信記

天承元年十一月十七日、庚戌、天陰、雨不下、今日大殿初有御出仕、

依院定也、入夜令参白河給、御冠御直衣、檳榔庇御車、

青簾、青下簾、車副六人、前驅六人、関白殿令候御共給、庇御車、

御隨身冠、中將殿同令候給、深更密々、

廿一日、甲寅、今日大殿令賜隨身給、

廿五日、戊午、天晴、大殿令申兵仗慶賀給、御車庇檳榔、赤色御簾、

半部簾同之、蘇芳下簾、平鞆、御車副六人、公卿・殿上人同右、仍略之、

廿九日、壬戌、大殿令参院并大内給、(鳥羽)(崇徳天皇)檳榔庇御車、青簾、青下簾、

前驅六人、御隨身布衣・壺脛巾、

天承二年正月二日、甲午、朝覲行幸也、大殿令参院給、

庇檳榔御車、御隨身狩胡錄・蘇芳朽葉狩袴・伊知比脛巾

等如例、府生束帶・壺胡錄、御車副六人、前驅十人、

二月廿八日、庚寅、天晴、法成寺御塔供養也、已刻大殿令参給、

御宿袍、庇檳榔御車、御車副如例、前驅束帶、御隨身垂袴・

壺胡錄、入南大門、直令入中宮御所簾中給、不可令列公卿給、仍

着宿袍云々、

四月廿四日、乙酉、天晴、賀茂祭也、上皇并女院有御見物、大殿令

供奉給、庇檳榔御車、紫簾、蘇芳下簾、御冠直衣、前驅五位

四人、布袴、六位二人、衣冠、御隨身褐衣・壺胡錄也、

廿五日、丙戌、雨降、大殿令参院給、依可有御見物御幸也、庇檳榔御車、

青簾、青下簾、前驅衣冠、御隨身冠・布衣・壺脛巾也、

信範記

保延五年十月四日、辛亥、天晴、今夕高陽院可臨幸鳥羽殿者、

(藤原泰子)

申刻大殿令參女院給、御冠直衣、檳榔庇御車、々副六人、前驅

衣冠、予候其列、

十一日、戊午、天晴云々、大殿八幡詣也云々、略之、大殿御宿袍、淺黃固文御奴袴、

櫛固文立涌雲織物御褂、野劍、御笏等也、神宝以下御覽、次寄御車、

風流唐車也、前後立縁外有絵、但横縁上 彰透之、横縁上并物見下葺檳榔、

有四面庇、前後棟末・左右軸末・頸木・轆等有金銅、(×物)木尻透金物、

青表簾、押錦縁、浮線綾青下簾、有菊繡、連着平鞞、白綱、

御車副六人、々、々、

廿三日、庚午、天晴、御賀茂詣也、八幡詣御車也、略之、

(第13紙)

字槐記

保延五年十月十一日、字左記云、今日有大殿下八幡詣事、

(藤原忠美)

午刻參東三条、大殿下御出、寄御車、檳榔庇也、御衣冠也、

八幡詣御車記 同廿三日御賀茂詣、但束帶也、

檳榔庇、御車内黒漆、在金物、垂木塗朱、

物見外上連子、物見縁黒漆、在金物、中菱釘、物見下檳榔毛、

・・・(×彫透之)

袖横縁上唐草、(彩、下同) 袖下、同采色、地押金薄、(彩、下同)

袖内横縁下黒漆、彫透之、有子地、 袖内横縁、菱釘各四、押紙

簾塗白緑、縁青地錦、牡丹文、下簾青下濃、文雲鶴、縫菊折枝、

高欄如例、有金物、車輿縛緒白生絹、下緒、白布、

棟木・革崎・富尾・軸・轄・頸木、

已上、木口各入透金物、

榻如例、在金物、置国莖、縁高麗、

同御車図

在本記、大略同建長絵図、仍略之、但箱下一巡檳榔毛総一向無之、袖内小格子面、小高欄無之、下簾青下唄也、

猪熊(近衛家吏)

嘉禎三年三月廿六日、大閤拝賀乗用車、

御車記 鴨居殿預本

檳榔庇、御車内黒漆、在金物、垂木漆朱、

物見外上連子、物見縁黒漆、在金物、 物見下檳榔毛、菱、

袖横縁上唐草、采色、彫透之、 袖下、同采色、地押金薄、在子地、

※袖内横縁下黒漆、在子地、 袖内横縁、菱釘各四、押紙、

已上、同保証記、

(※頭註)
「袖ニ亀甲ヲヒシト被画由、有申輩ニ云々、」

(第15紙)

御簾、蘇芳、編糸紫、七緒、緑錦如檳榔、裏綾紫、

小簾四枚、四緒、懸緒八筋、長各一尺、色儘匂、御下簾、如檳榔、

高欄如例、在金物、開戸黄金物、廂緒、細美布、

御榻如常、在金物、御畳縁纏綯、京筵、

同御車図

大略同保延図、仍略之、
但袖内小格子面小高欄有之、御簾・下簾等
皆蘇芳、如檳榔毛車、

建長四年十月廿日、大閤兵仗拝賀、

岡屋(近衛兼経)

檳榔庇、蘇芳簾、同下簾、平鞞、

同廿一日、直衣始、

或記云、

車同昨日、但今日被懸青簾、常

八葉車簾定也、下簾又如網代、

凡束帶時者、懸蘇芳簾・下簾、

直衣時者、懸青簾・同下簾、今日

網代鞞也、